

沼津市コンベンション等誘致支援補助金交付要綱

平成 26 年 3 月 31 日 副市長決裁

改正

平成 27 年 3 月 27 日 副市長決裁

平成 28 年 3 月 31 日 副市長決裁

平成 29 年 3 月 28 日 副市長決裁

(趣旨)

第 1 条 市長は、コンベンション等の誘致を促進して地域経済の活性化及び交流人口の増加を図るため、プラサヴェルデで開催されるコンベンション等の主催者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンベンション等 学会、会議、見本市、イベントその他これらに類するもの(単に親睦又は慰安を目的としたもの及び企業その他のものが自らの利益のために行うものを除く。)をいう。
- (2) プラサヴェルデ コンベンションぬまづの設置及び管理に関する条例（平成24年静岡県条例第42号。以下「県条例」という。）及び沼津市多目的展示イベント施設条例（平成24年沼津市条例第20号。以下「市条例」という。）に定める施設をいう。
- (3) 会議場施設 県条例に定める施設をいう。
- (4) 多目的展示イベント施設 市条例に定める施設をいう。
- (5) 静岡県東部地域コンベンションビューロー 静岡県東部地域の市町、商工団体、観光団体が組織するコンベンション誘致及び支援活動を行う団体をいう。

(対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、静岡県、沼津市、静岡県東部地域コンベンションビューロー及びプラサヴェルデを管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が誘致に関わった団体で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、沼津市暴力団排除条例（平成24年沼津市条例第22号）第2条各号に規定する暴力団でない団体及び暴力団員等を有しない団体とする。

- (1) 会議場施設で学会又は会議等を開催する団体
- (2) 多目的展示イベント施設で見本市又はイベント等を開催する団体

(対象事業)

第 4 条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次のすべての要件を満たす会議場施設を使用する事業

- ア 会議場施設のコンベンションホールA又はコンベンションホールBを使用すること。
 - イ 全国的な規模を有するコンベンション等であること。
 - ウ 参加者が市内のホテル、旅館に宿泊し、宿泊数が50泊以上であること。
 - エ この要綱による補助以外に沼津市から補助を受けないこと。
 - オ 専ら営利を目的としないこと。
 - カ 政治的又は宗教的活動でないこと。
 - キ 国又は地方公共団体が主催するものでないこと。
- (2) 次のすべての要件を満たす多目的展示イベント施設を使用する事業
- ア 多目的展示イベント施設の多目的ホールを使用すること。
 - イ 前号ウからキまでの条件に該当すること。

(対象費用)

第5条 補助の対象費用は、前条に規定する補助事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 会場利用料
- (2) 施設備品等利用料
- (3) その他市長が適当と認めた経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する対象費用の2分の1以内とし、100万円を限度とする。
ただし、1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、当該コンベンション等の開催日の属する年度の前年度の9月末日までに、補助金交付事前協議書（第1号様式）、事業計画書（第3号様式）及び収支予算書（第4号様式）により市長と協議するものとする。

(交付の申請)

第8条 申請者は、当該コンベンション等の開催日の30日前までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 補助金交付申請書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 参加者宿泊予定書（第5号様式）
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、又は必要に応じて調査し、適当であると認めたときは、速やかに補助金交付の決定をし、補助金交付決定通知書（第6号様式）を申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第10条 申請者は、補助金交付の決定の通知を受けたコンベンション等の内容等、申請に係る事項を変更し、当該コンベンション等中止し、又は補助金交付の申請を取り下げようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 補助金変更・中止・取下げ承認申請書（第7号様式）

(2) 前号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による変更の承認申請は、目的・趣旨、日程、会場、プログラム、予算（予算総額の概ね20%を超える増減）等に著しい変更があった場合に提出するものとする。

（変更等の承認及び通知）

第11条 市長は、前条による申請が適当であると認めたときは、変更・中止・取下げ承認通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 補助金実績報告書（第9号様式）

(2) 事業実績書（第10号様式）

(3) 収支決算書（第11号様式）

(4) 宿泊証明書（第12号様式）

(5) 参加者名簿

(6) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第13号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条により補助金交付の確定通知を受けた申請者は、補助金交付請求書（第14号様式）により、市長に補助金の交付請求をするものとする。

（補助金の支払い）

第15条 市長は、前条の規定による請求を受けた後、補助金を支払うものとする。

（決定の取り消し）

第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

(1) 補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(2) この要綱又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。

(3) その他不正の行為があると認められたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があったのちにおいても適用するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金交付を確定したのちに補助金交付決定を取り消す場合、既にその補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(理由の提示)

第18条 市長は、第16条の規定により補助金交付決定の取り消しを行うときは、当該申請者に対してその理由を示さなければならない。

(報告及び検査)

第19条 市長は、必要があると認められるときは、申請者に対しコンベンション等の詳細な報告を求め、又は帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成27年3月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条中「属する年度の前年度の9月末日」とあるのは「30日前」とする。

付 則

3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。